

2020 年度定期総会の開催について

2020 年 6 月 29 日

一般社団法人 北海道医療ソーシャルワーカー協会

開催を延期しておりました 2020 年度定期総会を 8 月 29 日（土）に札幌市内で開催いたします。感染防止の観点から、基本書面評決とし、直接出席のほか、オンラインでの出席も認める形をさせていただきます。詳細は近日総会議案書とともにご案内をさせていただきます。

定期総会では昨年度の事業、決算報告の他、以下 2 点の提案をさせていただきます。ぜひともご賛同いただきますようお願い申し上げます。

1. 2020 年度会費 7,000 円について

新型コロナウイルス感染症の影響により、研修事業、各会議等の開催に影響がでております。当協会では「Microsoft Teams」を活用したオンラインでの研修、会議体制を整備し、運用を始めたところですが、当初の事業計画から一部縮小・中止もあり得るため、会員および准会員の今年度の年会費について、金額を 7,000 円として提案をさせていただきます。なお、総会で承認いただきましたら会費納入（引き落とし等）は 11 月末を予定しております。すでに納入された会員の方（新入会員など）は差額を返金いたします。

2. 賛助会員（学生）の施行規則への追加について

少子高齢化により医療ソーシャルワーカーを志望する学生の減少が懸念されております。当協会の目的である「北海道民の健康と福祉の増進に寄与する」ためには将来にわたって医療ソーシャルワークが提供される人材確保と質の担保が必要です。そこで、学生の時期から医療ソーシャルワーカーや職能団体を知り、触れる機会を通して、医療ソーシャルワーカーを志望する学生を少しでも増やすことができないかと考え、賛助会員（学生）を会費 1,000 円として施行規則に追加することを提案させていただきます。

以上の内容は、総会議案書に記載をいたしますので、内容をご確認ください。